

建設業の働き方改革に関する協議会
議事概要

開催日時：平成29年7月28日（金）14:30～15:00

場 所：中央合同庁舎第8号館416会議室

出席者：

	野上浩太郎	内閣官房副長官
	根本幸典	国土交通大臣政務官
議長	古谷一之	内閣官房副長官補
	新原浩朗	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
	土屋喜久	厚生労働省大臣官房審議官
	田村 計	国土交通省土地・建設産業局長
	輪島 忍	（一社）日本経済団体連合会労働法制本部長
	上田正尚	（一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
	小林治彦	日本商工会議所産業政策第二部長
	山田裕之	電気事業連合会総務部長
	谷口 元	（一社）日本ガス協会総務部長
	内田 要	（一社）不動産協会副理事長専務理事
	高橋俊晴	（一社）日本民営鉄道協会常務理事技術部長
	井上和幸	（一社）日本建設業連合会週休二日推進本部本部長
	中筋豊通	（一社）全国建設業協会労働委員会委員長
	豊田 剛	（一社）全国中小建設業協会会長
	才賀清二郎	（一社）建設産業専門団体連合会長
	三浦 慎	日本基幹産業労働組合連合会建設委員会委員長
	勝野圭司	全国建設労働組合総連合書記長

1 開会

（報道関係者入室）

○野上内閣官房副長官挨拶

政府においては、本年3月に決定した「働き方改革実行計画」を踏まえ、建設業の長時間労働是正に向け、先月末には関係省庁連絡会議を開催し、直轄工事における週休2日工事の目標件数の設定や、適正な工期設定等に向けたガイドラインの策定など、取組の検討に着手したところ。

こうした中、新国立競技場の建設現場において、入社1年目の男性が長時間労働による過酷な状況の中、自ら命を絶つという痛ましい事案が発生した。改めて御冥福をお祈りするとともに、このような悲劇を二度と繰り返さないとの強い決意で、長時間労働是正に取り組んでまいり所存。

本日お集まりの建設業団体の皆様には、建設業の働き方改革に向けて、改めて、下請も含めた請負契約における適正な工期の設定や、自社の社員の適切な労務管理等の徹底を図っていただきたい。また、主要な民間の発注団体の皆様におかれては、建設業の長時間労働の是正や週休2日の確保に向けて、ぜひとも適正な工期の設定や施工時期の平準化等について、御理解と御協力をお願いしたい。

これに関連して、政府の来年度概算要求に当たっての基本方針においても、生産性向上に資する施策等については、優先課題推進枠として措置することを決定している。

本日設置したこの「建設業の働き方改革に関する協議会」の場を通じて、官民一丸となって、建設業における長時間労働の是正や週休2日の確保に向けた取組を強力に推進していきたいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。

○根本国土交通大臣政務官挨拶

建設業は、インフラ整備等を通じて、国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化などの経済成長に貢献するなど、極めて重要な役割を担っている産業である。一方、建設業では、現場で働く方々の長時間労働が常態化しており、働く人が尊い命を落とすようなことのないよう、発注者・受注者それぞれの視点から、働く人の立場に立って、しっかりと働き方改革を進めていくことが不可欠である。

国土交通省としては、直轄工事において、他の発注者の参考となるよう、適正な工期設定による発注や、施工時期の平準化、ICTの全面的な活用など、建設業界と連携した取組を率先して推進している。こうした働き方改革の取組を、公共事業全般、さらには民間工事に広めていくことは、現在のみならず、将来においても円滑な施工体制の確保や生産性の向上が図られることとなり、発注者の方々にとってもプラスに作用するものである。

本日は、民間の発注団体に多数お集まりいただいている。建設業の働き方改革につき、皆様の積極的な御支援・御協力をいただくよう、お願い申し上げます。

(報道関係者退室)

2 議事

(1) 協議会の開催について

○新原内閣府政策統括官(経済財政運営担当)

当協議会の開催について御説明する。資料1は当協議会の開催概要であり、資料2

はその構成員一覧である。当協議会の開催の趣旨は、建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に対する取組を推進するため、この会議を開催するものである。

(2) 建設業における働き方改革について

○田村国土交通省土地・建設産業局長

資料3に基づき御説明させていただきます。

まず6ページを御覧いただきたい。建設業が実労働時間や出勤日数において、他産業に比べて非常に大きな数字になっており、実労働時間では336時間、出勤日数では年29日も多い。

7ページ。建設業においては約65%が4週4休以下であり、建設工事全体で休暇日数は4週当たり4.60日ということで、週休2日もなかなかままならない。

9ページ。今回の協議会の背景の一つであるが、改正労働基準法が適用されるまでの5年の間にきちんとやっていく必要があり、長年の慣行等もあり非常に大変な中で、発注者の方等も含めて、様々な御協力をお願いするということである。

「2. 今後の取組の方向性」について、14ページ以下であるが、7つほど論点を挙げており、「1.」～「3.」について、「4.」でガイドラインをつくるということで、現在、関係省庁と協議しながら作成中である。また、いろいろな取組をする中で、支援策も検討する必要があるということで「6.」をつけ加えている。「7.」は、不断にフォローアップをしていかないとなかなか実効性がならないということで、フォローアップとしている。

16、17ページはガイドラインの粗々のイメージであるが、「1.」と「2.」は基本的な趣旨である。「3.」の(1)について、週休2日の確保等による不稼働日等をきちんと勘案して工期設定いただきたいということで、施工前に行う労務、資器材の調達等の「準備期間」、後片付けや自主検査等の「後片付け期間」、さらに休日も、週休2日に加えて降雨・降雪や出水期もあるので、そういった作業不能日数も十分勘案してやっていただきたい。そういった工期設定を請負代金に適切に反映する。さらには、いわゆる工期ダンピングを行わないということもある。

17ページ、○の2つ目だが、各発注者において、毎年度の発注見通しの公表や、竣工期限の集中の回避等による平準化を推進していただきたい。

「(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保」であるが、いわゆる必要経費にしわ寄せが生じないように、適正な請負代金による請負契約を締結していただきたい。一昨日の中央建設業審議会において、法定福利費等の内訳を明示する、社会保険に入っていない未加入企業を現場に入れないようにする等の方針を既に出しているところ。また、生産性向上という意味では、建設生産プロセス全体の生産性を向上するために、

ICTやプレキャスト化ということを考えている。

まだ非常に粗々であるが、今後、これをだんだん膨らませていく。いずれ関係省庁と申し合わせて取りまとめをしたいが、実効性をより確保するということから、これらの支援措置について具体的な検討を行っていきたいと考えているので、本日御出席の民間発注団体、元請団体においては、どのような支援措置があれば適正な工期設定等に関して発注者の理解が進むのか、取組が広がるのかというところを、国交省又は各所管官庁に申し出ていただきたい。

(3) 建設業界における取組について

○井上（一社）日本建設業連合会週休二日推進本部本部長

資料4に基づき、日建連における長時間労働是正に向けた取組について説明をさせていただき、説明に先立ち、今般、このような協議会を設置いただいたことを感謝申し上げます。今後、業界を挙げて政府の御指導に応えられるよう、自助努力をさらに徹底していきたい。

まず、資料1ページ。日建連では、総労働時間の削減に当たり、週休2日の確保、定着が最優先の課題と認識し、本年3月に週休二日推進本部を設置した。活動体制とスケジュールは記載のとおりであり、年内に「週休二日実現行動計画」を策定することとしている。

行動計画の策定については、資料2ページにある「週休二日推進の基本方針」を取りまとめた。今から5年程度で「現場の土日曜閉所」を原則とした週休2日を定着させることとしている。

3、4ページは、日建連が具体策や目標を定め、会員企業を挙げて取組を推進している事項である。生産性向上に向けた取組及び担い手の確保・育成に向けた建設技能者の賃金等の処遇改善、また協力会社との適正な取引を目指し、会員企業一丸となって取り組んでいる。

続いて、会員企業の取組を御紹介する。5ページ、これは土木の現場の事例だが、いわゆるPC化というもの。部材を工場で作成して、現地に設置することで、工期や技能者を大幅に削減することができる。なお、各資料の吹き出しは、在来工法と比較した削減効果を示している。

6ページ。繰り返し作業や危険作業の多い土木の分野では、以前からロボット化が進められている。これはシールドトンネルの掘削マシンだが、最近ではAIを使って精度よく施工ができる技術開発も行われている。

7、8ページは建築の事例。建築の現場では、さまざまな部材のPC化が一般的に採用され、工期の短縮に大きく寄与している。また、建築現場では、作業工程が複雑であり、またコストの面からもロボット化がなじみにくかった面があるが、8ページのような省人化を目的とした技術開発が加速しつつある。

さらに9ページ。BIMを活用し、発注者、設計者、施工者が一体となり、早期の合意形成、もの決めによって、工期短縮、生産性向上を図っている。

10ページは、元請と協力会社が協働し、労働時間の短縮や収入などの処遇改善をテーマとして、職種別の課題抽出と解決策の検討を実施している事例。

11ページは、重層下請構造の改善に向けた取組。日建連では、平成30年度までに全ての職種において原則二次以内を目指すという目標を掲げており、会員企業においても目標を設定し、取り組んでいる。

12ページ。会員企業では、協力会社が進める直庸化、多能工化への支援を行っている。建設技能者の直接雇用に取り組んでいる会員企業もある。

最後に14ページ。会員企業に対するアンケートによると、生産性向上、休日拡大には「適切な工期の設定」が最も重要という結果になっている。そこで日建連では、15ページのような「建築工事の適正工期算定プログラム」を作成し、適宜バージョンアップを行うとともに、普及に向けた活動を展開している。

以上の取組を進める中、日建連並びに会員企業は、政府の働き方改革を契機に、長時間労働の是正に向け、業界を挙げて取組を開始したところ。今般、新国立競技場建設工事に関して、下請企業の若手社員がみずから命を絶つという痛ましい事案があった。日建連では、この事態を深刻に受けとめ、一昨日の理事会で、時間外労働の適正化に向けた自主規制を実施することを決議した。自主規制の内容について、8月いっぱいをかけ関係の委員会で検討し、9月を目途に試行を開始することとしている。

日建連及び会員企業では、元請企業として下請企業も含めた長時間労働の是正に向けて、生産性向上等のより一層の自助努力を徹底することはもちろん、自主規制の励行をはじめとする所要の取組をさらに徹底していくので、関係の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

(意見交換)

○土屋厚生労働省大臣官房審議官

建設事業については、施主から工期の厳守を求められることなどから、時間外労働や休日労働が発生している要因になっており、これらを是正していくためには、発注者を含めた建設業界の特殊性に応じた対策が必要と考えている。3月の働き方改革実行計画を受けて、6月には、厚生労働省の審議会の建議においても、建設事業については、法改正施行5年後に、復旧復興の場合を除いて、他の業種と同じ一般則を適用することが適当とされ、現在、関係法案の作成に着手しているところ。この規制を実現可能で実効性あるものとするためにも、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○輪島（一社）日本経済団体連合会労働法制本部長

建設業については、労働基準法の一般則の施行から5年後に上限規制が導入され、

それに向けて事業の構造や慣行を見直していくことが求められる。しかしながら、一企業だけの取組には限界があり、官民が一体となって改革を進めることが大事だと考えている。

経団連が会員企業に初めて労働時間に関する実態調査を行ったところ、長時間労働につながる要因として、客先から短納期の要求があるとか、顧客要望の対応といったことが指摘されている。特に建設業界の企業からは、長時間労働の要因となる慣行として、発注者から短い工期が指定されるという御意見もいただいている。

こうした状況を変えるため、経団連としては、本年度から「働き方改革チャレンジ2017」と題して、長時間労働の削減に向けたアクションプランを会員企業に作成してもらうこと、それを経団連のホームページで公開していただくことをお願いしている。

また、長時間労働につながる慣行の見直しに向けて、経済4団体、業種団体と連携し、共同宣言を取りまとめることとしている。今後とも、経済界全体として取組を進めてまいりたい。

○小林日本商工会議所産業政策第二部長

先月、商工会議所で開催した建設・不動産部会において、会員の中小建設業の皆様からいただいた御意見を紹介したい。まず、中小建設業では、人手不足が相当深刻化しており、最大の経営課題となっている。多くの企業が人材の確保、定着のために自助努力で処遇を改善し、職場の魅力を高めようと努力しているが、利益が上がらない中でそれも困難な状況となっている。特に週休2日制については、ぜひとも取り組むべき課題の一つではあるが、工期延長やコスト増につながる、そもそも人手不足の中でシフトを組めないといった課題があるのも事実。

したがって、この協議会において発注側を含めた関係者の皆様と知恵を出し合い、業界全体の活性化、生産性の向上につながるような実効性のある取組について、ぜひ検討をお願いしたい。

○山田電気事業連合会総務部長

現在、社会全体で長時間労働是正をはじめとする働き方改革に取り組んでいる中で、我が国の社会経済、国民生活を支えている建設業において、労働時間、出勤日数が高止まりをしているという状況は、現場力の維持、産業の魅力向上、そして将来的な働き手の確保といった観点も含めて、大変憂慮すべき状況だと感じている。

建設業への時間外労働規制の適用が5年後に予定とのことであるが、建設業における働き方改革、生産性向上の取組を強力に推進していくことが必要だと感じており、そのためには、個々の企業の取組に加えて、工期設定あるいは生産性向上への支援といった面で、我々発注者による理解と協力も重要であると認識している。電気事業連合会としても、本協議会への参画も含め、発注者の立場から、さまざまな機会を通じ、

可能な限り建設業の働き方改革、生産性の向上などに協力をしていく所存である。

○谷口（一社）日本ガス協会総務部長

都市ガス業界における主な工事としては、LNG基地など設備工事あるいはガスパイプライン工事がある。その中でも、LNGのタンクの建設や大規模な高圧パイプラインの敷設工事といったものは、工事の規模が大きく、工期が数年にわたっている状況にある。また、これら以外のパイプラインの工事については、数日から数週間で完了するという規模が多くを占めている。私どもガス事業者からの発注時には、仕様や工期を提示して、施工可能な工事会社に受注していただくことが一般的になっている。さらに、先ほど述べた工期が数年にわたるような大規模工事の場合には、発注者・受注者が合同で定期的に工事の進捗確認のための会議を設け、工期変更の必要性が生じた場合には、双方合意の上、新たな工期を設定し直すことが一般的であると認識している。

以上が現場の実態であるが、私どもとしても、この協議会の取組に理解をさせていただいた上で、可能な限り前向きに協力をさせていただきたい。

○高橋（一社）日本民営鉄道協会常務理事技術部長

民営鉄道業者として、発注者の立場でもあるが、直営で工事を実施する立場でもある。長時間労働の問題とか、技術者や技能労働者の確保・育成は重要な課題であると認識している。特に近年、これまでの連続立体交差化などを代表とする大規模改良工事などに加え、鉄道のインフラ施設は相当経年化している。これの維持管理もしっかりしていかななくてはいけない状況にある。

鉄道工事の発注の現状であるが、鉄道を走らせながら工事をするのが安全上の問題から極めて難しいという特殊性がある。終電後あるいは始発前の深夜作業を前提とした発注にせざるを得ない部分が数多くある。ここについて御理解いただければと思う。しかしながら、将来的な人材確保あるいは労働環境の改善といったことについては、本協議会の取組について、可能な限り対応してまいりたい。

○内田（一社）不動産協会副理事長専務理事

日本全体で生産年齢人口の減少という課題に直面している中で、持続的な経済社会構築のためには、全産業において、ワーク・ライフ・バランスを意識した多様な働き方と生産性向上の両立が求められている。既に政府においても、「働き方改革実行計画」であるとか「建設産業政策2017+10」において、働き方改革や生産性向上等に対して多岐にわたる提言をしていただいているところ。東京オリンピック・パラリンピックという夢のあるプロジェクトを控えている中で、建設業界は不動産業界にとっても、かねてより重要なビジネスパートナーであると考えている。

最終的な受取り手である消費者の理解や信頼を得られる良質な建設サービスを提供

するため、互いに建設業におけるITの活用等による生産性の向上に向けたさまざまな取組をしていく中で、Win-Win関係を構築し、建設業の働き方改革の実現をしていくことに、互いに協力していくことが重要だと考えている。

○中筋（一社）全国建設業協会労働委員会委員長

今般、このように発注者の皆様を含めた関係者で構成された協議会が開催されることは、まことに意義深いものと認識している。働き方改革実現会議では、安倍総理からも、全政府的なバックアップが必要となるので、関係大臣、産業界の全面的な協力をお願いしたいとの御発言をいただき、大変力強く感じているところ。

労働時間の縮減は、工期の延伸ひいてはコスト増につながる問題であり、地域建設業が将来にわたって社会的使命を果たしていくためにも、私ども全建では、業務の効率化や生産性向上のための取組を推進していくことはもちろん、労使一体となって、魅力ある建設業を目指し、現在、その指針となる働き方改革行動憲章の策定を進めている。今後は、本協議会での議論等を通じ、広く国民の皆様の御理解と御協力が得られるよう、自ら働き方改革に取り組んでいくので、関係者の皆様の御支援・御指導をよろしくお願い申し上げます。

○勝野全国建設労働組合総連合書記長

長時間労働の是正が担い手の育成のために重要であるという点については、御指摘のとおりだと思う。適正工期の課題についても御指摘されているが、適正工期が必要だということももちろんであるが、同時に、例えば日建連さんの資料を見ても、現場で働く技能労働者の給与水準の確保も同様に重要であると思っている。現場で働く労働者は、月給制だけでなく、日給月払いや一人親方として働く技能労働者も大勢いる。そうした方を含めて、しっかりと収入の確保ができる、改善されることに向けた施策も同時に御検討、推進をいただきたい。

3 閉会

○古谷内閣官房副長官補

建設業の働き方改革を進めていく上では、民間工事を含め、適正な工期設定等を図っていくことが重要である。国土交通省を中心に、本日説明のあったガイドラインの作成を進めているところであるが、こうしたガイドラインの策定・普及を通じて、官民一体となった取組を拡げていく必要がある。

政府側でも、来年度の概算要求に向けて、関係省庁において新規の施策や予算も検討しているところであり、皆さまからの御意見なども適切に反映して考えていきたいと思うので、改めて皆さまの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

(以上)